

議案第 53 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 12 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年三朝町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	
(遺族からの排除)	
第5条の2 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。	
(1)及び(2) 略	
(退職報償金支給の制限)	
第6条 退職報償金は、次の各号の <u>い</u> に該当する者に対しては支給しない。	
(1) 禁錮以上の刑に処せられた者	
(2)～(5) 略	

別表（第2条関係）
退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	円
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	円
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	円
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	円
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	円
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	円

改 正 前	
(遺族からの排除)	
第5条の2 次に掲げるものは、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。	
(1)及び(2) 略	
(退職報償金支給の制限)	
第6条 退職報償金は、次の各号の <u>一</u> に該当する者に対しては支給しない。	
(1) 禁錮以上の刑に処せられた者	
(2)～(5) 略	

別表（第2条関係）
退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	円
団長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000	円
副団長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000	円
分団長	169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000	円
副分団長	164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000	円
部長及び班長	154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000	円
団員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000	円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

3 平成 26 年 4 月 1 日からこの条例の施行日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。